

○財務省告示第八十三号

大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十七年財務省告示第百八十四号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムについて、同条第八項及び第九項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十三条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

財務大臣 麻生 太郎

一 調査の対象となる貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名 水酸化カリウム

(二) 銘柄及び型式 商品の名称及び分類についての統一システム（H.S.）の品目表第二八一五・二〇号に分類される。

(三) 特徴 水に溶解した液体品又は白色片状の固形物であり、主として、炭酸カリウムなどのカリ塩類の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、

液体石鹼や洗剤の原料として用いられる。

二 調査対象貨物の供給者及び供給国

(一) 供給者

イ UNID Company Ltd.

ロ Jiangsu OCI Chemical Ltd.

(二) 供給国 大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三 調査の対象となる期間

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実（以下「不当廉売の事実」という。）に関する事項 平成二十六年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令第二条第三項に規定する「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から平成二十六年十二月三十一日まで）

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 平成二十二年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一)

不当廉売の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。

正常価格は、供給国における国内販売における価格とし、国内販売がない場合は、調査対象貨物の供給国から本邦以外の国に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格とした。ただし、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格については、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定に基づき、当該貨物の生産者が市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合は、当該調査対象貨物の供給国である中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「代替国国内販売価格」という。）とすることとした。

イ 韓国を原産地とする調査対象貨物の不当廉売の事実
(イ) 供給者

調査当局が知り得た供給者に対して質問状等を送付したところ、UNID Company Ltd.（以下「UNID」という。）からのみ本邦への輸出の実績がある旨の回答があった。その他の供給者については特定されていない。このため、UNIDについて不当廉売差額率を算出し、韓国との他の供給者については、UNIDの不当廉売差額率に基づき算出した。

(ロ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、調査対象貨物の供給者であるUNIDに対して質問状を送付したところ、UNIDが提出した国内販売価格等に関する証拠についてその正確さを確認することができなかつた。また、UNIDの回答は、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当した。よつて、知ることができた事実として、UNIDを供給者とする調査対象貨物については、申請者が申請書において主張する韓国における調査対象貨物の国内販売価格を用いることとした。

(ハ) 輸出のための販売価格

輸出のための販売価格の算出に当たり、調査対象貨物の供給者であるUNIDに対して質問状を送付したところ、UNIDが提出した輸出のための販売価格等に関する証拠についてその正確さが確認されたため、UNIDの本邦向け輸出取引価格を用いることとした。

(二) 不当廉売差額率

輸出価格と正常価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、UNDを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、五十九・九五パーセントであった。その他の者を供給者とするものであつて韓国を原産地とするものにあつては、UNDの不当廉売差額率に基づき判断した結果、五十九・九五パーセントであると認められた。

口 中國を原産地とする調査対象貨物の不当廉売の事実

(イ) 供給者

調査当局が知り得た供給者に対して質問状等を送付したところ、Jiangsu OCI Chemical Ltd.（以下「OCI」という。）からのみ本邦への輸出の実績がある旨の回答があつた。その他の供給者については特定されていない。このため、OCIについて不当廉売差額率を算出し、中国のその他の供給者については、OCIの不当廉売差額率に基づき算出した。

(ロ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、調査対象貨物の供給者であるOCIに対して質問状を送付したところ、市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示せなかつたため、正常価格算出のために代替国国内販売価格を用いることとした。

(ハ) 輸出のための販売価格

輸出のための販売価格の算出に当たり、調査対象貨物の供給者であるO C Iに対しても質問状を送付したところ、指定された期限までに必要な情報が提供されなかつた。よつて、知ることができた事実として、O C Iを供給者とする調査対象貨物については、中国税関が提供する輸出貿易統計のデータを用いることとした。

(二) 不当廉売差額率

輸出価格と正常価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、O C Iを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、九十一・六六パーセントであつた。その他の者を供給者とするものであつて中国を原産地とするものにあつては、O C Iの不当廉売差額率に基づき判断した結果、九十一・六六パーセントであると認められた。

八 結論

以上から、U N I D及びその他の者を供給者とする韓国を原産地とする調査対象貨物並びに、O C I及びその他の者を供給者とする中国を原産地とする調査対象貨物について不当廉売の事実が推定された。

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

本邦へ輸入される調査対象貨物（以下「当該輸入貨物」という。）は、本邦の市場での販売量を年々増加させた。また、当該輸入貨物は、本邦において生産された当該輸入貨物と同種の

貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）との高い代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内取引価格を著しく下回る価格で輸入された。

本邦の産業については、当該輸入貨物の輸入の増加の影響を受け、販売量、利潤その他の指標が悪化した。

以上から、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと推定された。

五 その他参考となるべき事項

(一) 調査により判明した事実に係る不当廉売関税に関する政令第十条第二項又は第十条の二第二項の規定による証拠の提出、同令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ 証拠の提出についての期限 平成二十八年四月十五日

ロ 意見の表明についての期限 平成二十八年四月十五日

(二) 証拠の提出又は意見の表明の宛先 東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三) 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出又は意見の表明は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、日本語の翻訳文に当該原文を添付するものとする。

(四)

不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定の基礎となつた事実の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページで入手することができる。